

鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金の概要

1 補助対象者

次に掲げる事項すべてを満たす事業者

- (1) 中小企業等経営強化法（以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（従業員を1名以上雇用していること）等で事業者であること（※）
- (2) 鳥取県内に主要な事業所を有すること

2 補助要件

- (1) 従業員等一人あたりの平均給与支給月額を3%以上（大規模成長投資型は5%以上）引き上げること（詳細は下段記載）
 - (2) パートナリシップ構築宣言を行った者
 - (3) 付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、3年間で9%以上伸びることが見込まれること
 - (4) 従業員等一人当たりの賃金が継続的に増加することが見込まれること
- ※（3）および（4）は大規模投資促進型のみ必要です。

3 補助率・補助金上限額

区分	一般型	大規模成長投資型
概要	持続的な賃金の引上げを目指すために行う生産性向上、省力化、自動化、販路拡大、人材確保・育成等の取組にかかる経費の一部を助成する。	持続的な賃金の引上げを目指すために行う大規模成長投資（生産性向上や事業拡大）の取組にかかる経費の一部を助成する。
補助率	小規模企業者以外 1/2（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は2/3） 小規模企業者 2/3（従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上引き上げた場合は3/4）	1/2
補助金上限額	補助金上限額は常時使用する従業員数に応じて以下のとおりです。 ア 常時使用する従業員数が20人未満の場合、2,000千円 イ 常時使用する従業員数が20人以上30人未満の場合、3,000千円 ウ 常時使用する従業員数が30人以上40人未満の場合、4,000千円 エ 常時使用する従業員数が40人以上の場合、5,000千円	小規模企業者以外 15,000千円 小規模企業者 5,000千円 （従業員数による区分なし）

詳細は鳥取県持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金交付要綱記載のとおり。